

新郷村地域包括支援センターだより 第22号

平成28年2月23日発行
新郷村大字戸来
字金ヶ沢坂ノ下17-1
新郷村地域包括支援センター
(電話61-7560)

今回のお知らせ内容



- 介護保険の申請時にマイナンバーが必要になります
- 新郷村総合事業研究会を開催しています
- お元気くらぶ活動の様子
- 平成28年度筋トレフォローアップ教室参加のご案内

平成28年
1月から

介護保険の申請時に マイナンバーが必要になります

平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

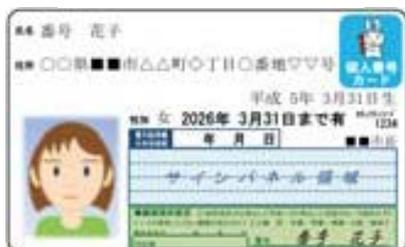
介護保険窓口では、本人確認のための書類と合わせて、個人番号を確認できる書類が必要です。手続きの際は、各書類を必ずお持ちください。

対象者ご本人が申請する場合

①個人番号カードをお持ちの方

- ・ご自身の介護保険者被保険者証
- ・個人番号カード（1枚でご本人確認と個人番号確認ができます。）

個人番号カード



※個人番号カードとは？…

表に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真裏にマイナンバー等が記載され、ICチップが掲載されたプラスチックのカードです。

1枚で身分証明証となりますが、申請が必要です。

②個人番号カードをお持ちでない場合（下記の両方が必要です。）

- ご自身の介護保険被保険者証
- マイナンバー通知カード（個人番号確認のため。）
- 顔写真がついた運転免許証やパスポート・障害者手帳のいずれか1つか、健康保険証や年金手帳・診察券など、名前や生年月日・住所が書かれた書類2つ（ご本人確認のため）

番号確認
通知カード



身元確認

1つでよいもの

運転免許証やパスポート・障害者手帳など、顔写真のついた証明書類



か

2つ必要なもの

介護保険被保険者証や健康保険証・年金手帳や診察券など、名前や生年月日・住所が記載された書類



代理人が申請する場合

- 申請対象者の介護保険被保険者証
- 申請対象者の個人番号カード又は通知カード
- 代理人（窓口においてになる方）の個人番号カード又は運転免許証等の身分証明書類（通知カードは身分証明にはなりません。）

介護申請に関するお問い合わせ先

厚生グループ介護保険係（電話61-7555）



新郷村総合事業研究会を開催しています

平成27年4月の介護保険法の改正により、平成28年4月から介護予防サービスの一部（要支援認定者のヘルパーとデイサービスなど）を村が主体となって提供することとなりました。

それに合わせて『おらほの年寄りはこの先どんな手助け(サービス)があったら暮らしやすくなるだろうか?』というテーマで、老人クラブや婦人会などの各団体や医療・介護事業所の代表者がみんなで活発に意見を出し合い、具体的なサービスの実現へ向けての話し合いを月1回行っております。



グループになって、村にはどのようなサービスが必要かを話し合っています



グループ内で検討したことを全体でさらに話し合い、どうしたら実現できるかを検討しています。



お元気くらぶ活動の様子

今年度も11月から21地区の集会場等でお元気くらぶを開催しております。今年はいじめこみパッチワークや和紙工芸品などの作品を製作中です。毎回笑い声が絶えないお元気くらぶへ参加しませんか？

活動の様子を一部お知らせいたします。



このほか、各くらぶで様々な活動を行っています！！

平成28年度 筋トレフォローアップ教室のご案内

介護予防事業「運動機能向上トレーニング教室」を卒業された方や、筋力維持や向上のために運動したいと思われている方へ「筋トレフォローアップ教室」を開催します。

対象者：次の①～③のいずれかに該当する方

- ① これまでに開催された、運動機能向上トレーニング教室を修了した方
- ② 一般希望者で、基本チェックリストを提出し、運動機能の項目で1～2項目該当された方
- ③ 一般希望者で、運動機能に問題のない方



希望者が多数の場合は、調整させていただく場合があります。

内 容：バーデパークふくちで水中歩行運動（1時間程度）

費 用：入場料と傷害保険料50円

内容を詳しく知りたい方は地域包括支援センターへお問い合わせください。